

1. 利用希望者は別紙申請書を【環境センター市ヶ谷環境事務課】へ提出してください。
2. 利用対象者は法政大学の学部生・大学院生・教職員とします。
3. 1 期間に利用できるスペースは最大 2 区画とします。(応募多数の場合は 1 区画)
4. 利用にあたっては、植物の管理・追肥・処分は利用者の責任とします。
5. 以下の事項を守ってください。
 - (1) 公序良俗に反する行為をしないこと
 - (2) 他の植物に影響を与えるような植物を植えないこと
 - (3) 農薬を散布しないこと ※ただし環境センターが認めた場合はこの限りでない
 - (4) 野菜・根菜類・果実類は植えないこと
 - (5) 環境センター保管の園芸用品を使用する際は、利用者が責任を持って管理・返却すること
6. 貸出期間終了前までに利用者が速やかに現状復帰をしてください。
残存植物などの処分は法政大学の廃棄物ルールに従ってください。
7. 貸出期間中であっても大学の都合により区画の返却を求めることがあります。
その場合は利用を中止し速やかに現状復帰し返却してください。
8. 上記の各事項に反した場合は直ちに利用許可を取り消します。その際は貸与者の同意なしに貸出区画の現状復帰と植物の処分を大学で行い今後、違反者への貸出を禁止します。
なお、現状によっては処理費用を請求する場合があります。

《大内山花壇 区画图》

※1 区画
1100mm×1500mm

水道はこちら側にあります。
ホースは花壇スペース全体に届きます。

校舎側

